（別添１）

文　部　科　学　省

建築工事標準仕様書

（特記基準）

令和７年版

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

目次

１編　一般共通事項..... **－ 2 －**
１章　一般事項..... － 2 －
１節　総則..... － 2 －
２編　新営工事..... **－ 3 －**
１章　特殊実験施設等塗装工事..... － 3 －
１節　一般事項..... － 3 －
２節　抗菌性塗料塗り（ＡＢＰ）..... － 3 －
２章　プール工事..... － 5 －
１節　一般事項..... － 5 －
２節　コンクリート製プール..... － 6 －
３節　鋼製プール..... － 6 －
４節　アルミニウム製プール..... － 7 －
５節　ステンレス製プール..... － 8 －
６節　ＦＲＰ製プール..... － 8 －
７節　プール用タイル張り..... － 9 －
８節　プール用塗装..... － 9 －
９節　プール用シート防水張り..... － 10 －
10節　現場試験..... － 10 －

１編　一般共通事項

１章　一般事項

１節　総則

1.1.1　適用

(a) 本標準仕様書に規定していない事項は，別の定めがある場合を除き，公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（以下，「公共仕様書」という。）を適用する。

２編　新営工事

１章　特殊実験施設等塗装工事

１節　一般事項

1.1.1　適用範囲

この章は，特殊実験施設等を対象とする塗装工事に適用する。

1.1.2　基本要求品質等

基本要求品質等は，公共仕様書 18.1.2[基本要求品質]～18.1.7[塗装面の確認等]による。

２節　抗菌性塗料塗り（ＡＢＰ）

1.2.1　適用範囲

この節は，屋内の抗菌性塗料塗りに適用する。

1.2.2　材料

(a) 抗菌性塗料は，「抗菌・抗ウイルス塗料製品管理のためのガイドライン」（（一社）日本塗料工業会）の基準を満たす水系とし，製造所，製品名及びつやの程度等は，特記による。

(b) 抗菌性については，黄色ぶどう球菌等に対する不拡散抗菌効果を証明する資料を監督職員の承諾を受ける。

1.2.3　抗菌性塗料塗り

(a) 木部の抗菌性塗料塗りは，表 1.2.1 による。

表 1.2.1　木部下地抗菌性塗料塗り

工程		塗料その他	塗付け量 (kg/㎡)
素地ごしらえ		公共仕様書 18.2.2 による。	－
1	下　塗　り	抗菌性塗料用シーラー	０．１２
2	研磨紙ずり	研磨紙　P240～320	－
3	中　塗　り	抗菌性塗料	０．１２
4	上　塗　り	抗菌性塗料	０．１２

(b) コンクリート面，モルタル面，せっこうプラスター面，せっこうボード面等の抗菌性塗料塗りは，表 1.2.2 による。

表 1.2.2　コンクリート面，モルタル面，せっこうプラスター面，
せっこうボード面等の抗菌性塗料塗り

工程		塗料その他	塗付け量 (kg/㎡)
素地ごしらえ(注)		公共仕様書 18.2.5，18.2.6 又は 18.2.7 による。	－
1	下　塗　り	抗菌性塗料用シーラー	０．１２
2	中　塗　り	抗菌性塗料	０．１２
3	上　塗　り	抗菌性塗料	０．１２

(注)1．素地ごしらえの種別は塗料その他の欄による。
2．押出成形セメント板面の素地ごしらえは，公共仕様書表 18.2.6 のＢ種とする。

(c) 鉄鋼面の抗菌性塗料塗りは，表 1.2.3 による。

表 1.2.3　鉄鋼面の抗菌性塗料塗り

工程		塗料その他	塗付け量 (kg/㎡)
素地ごしらえ		公共仕様書 18.2.3 による。	－
1	下塗り（１回目）	抗菌性塗料用プライマー	０．１２
2	研磨紙ずり	研磨紙　P220～240	－
3	下塗り（２回目）	抗菌性塗料用プライマー	０．１２
4	中　塗　り	抗菌性塗料	０．１２
5	上　塗　り	抗菌性塗料	０．１２

(注) 工程１までは，製作工場にて行う。

２章　プール工事

１節　一般事項

2.1.1　適用範囲

この章は，コンクリート製，鋼製，アルミニウム製，ステンレス製及びＦＲＰ製プールの工事に適用する。なお，プール工事に必要な工事のうち，本章に記載のない仮設工事，土工事，地業工事，鉄筋工事及びコンクリート工事等は，公共仕様書のそれぞれの章による。

2.1.2　基本要求品質

(a) 「プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省)に基づき安全確保を図ること。
(b) プール工事に用いる材料は，所定のものであること。
(c) プールは，所定の形状，寸法及び所要の仕上がり状態を有すること。
(d) プールは，漏水等の欠陥がないこと。

2.1.3　プールの種別及び給排水口

(a) プールの種別等は表 2.1.1 により，種類は特記による。なお，国際基準及び国内基準における競泳プール，飛込プール，公認水球プール及び公認アーティスティックプールの仕様については，「プール公認規則」（（公財）日本水泳連盟）を適用する。

表 2.1.1　プールの種別等

種別	用途	種類
競技用プール	競泳用	国際基準競泳プール
		国内基準競泳プール
	飛込用	国際基準飛込プール
		国内基準飛込プール
	水球用	国際基準公認水球プール
		国内基準公認水球プール
	アーティスティックスイミング用	国際基準公認アーティスティックプール
		国内基準公認アーティスティックプール

(b) プールの排(環)水口は，吸い込み事故を未然に防止するため，排(環)水口の蓋等をネジ，ボルト等により固定するとともに，配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すこと。

排(環)水口の蓋等，それらを固定しているネジ，ボルト等は，接触によるけがを防止できる仕様とすることや，蓋等の穴や隙間は，子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等，材料の形状，寸法，材質，工法等についても十分な配慮をすること。

(c) プールへの給水(吐出)口は，ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため，子どもが手足を引き込まれないような構造とし，ネジ，ボルト等で固定すること。

(d) プールの付属品は，特記による。特記がなければ，レーンロープ用フックは，JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS 304 とする。
(e) 給排水等の配管接続金具は，可とう継手とする。
(f) 給排水接続口等の異種金属の接続部には，電食防止対策を施す。

２節　コンクリート製プール

2.2.1　適用範囲

この節は，コンクリート製のプール本体の工事に適用する。

2.2.2　材料

(a) コンクリート工事におけるスランプは，特記による。特記がなければ，15cm とする。
(b) 水セメント比の最大値は，55%とする。

2.2.3　施工

鉄筋工事における鉄筋の最小かぶり厚さは，表 2.2.1 による。

表 2.2.1　鉄筋の最小かぶり厚さ（単位：mm）

種別	用途		最小かぶり厚さ
プール水の作用を受ける面	プール床 プール床スラブ	屋内	６０
		屋外	６０
プール水の作用を受けない面	プール床スラブ	屋内	２０
		屋外	３０
	プール壁	屋内	３０
		屋外	４０
土に接する面	プール床スラブ，プール壁		４０
	プール耐圧スラブ		６０

(注)プール水の作用を受ける面とは，仕上げの種別に関わらず，プール内面をいう。

３節　鋼製プール

2.3.1　適用範囲

この節は，鋼製プール本体の工事に適用する。

2.3.2　製作所

(a) 選定したプール製作所は，監督職員の承諾を受ける。
(b) 設計図書に定める以外の仕様は，監督職員の承諾を受けて，プール製作所の仕様とすることができる。

2.3.3　材料

(a) クッション用砂は，特記による。特記がなければ，単粒度砕石７号とする。

(b) プール側板，底板，補強材は，JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による SS400 とする。

2.3.4　施工

(a) クッション用砂は，十分に締固めを行う。

(b) 鋼板の曲げ加工は，見えがかりとなる突出部及び隅角部を曲面加工とする。

(c) 工場製作及び現場組立に従事する溶接技術者は，プールまたはこれに類する構造物の溶接に十分な経験を有し，JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）等による技量を有する者とする。

(d) 溶接は，歪みを生じないように順序を考慮して行い，スパッタ及びスラグ等の人体に損傷を与えるおそれのある突起物は除去する。

４節　アルミニウム製プール

2.4.1　適用範囲

この節は，アルミニウム製のプール本体の工事に適用する。

2.4.2　製作所

(a) 選定したプール製作所は，監督職員の承諾を受ける。

(b) 設計図書に定める以外の仕様は，監督職員の承諾を受けて，プール製作所の仕様とすることができる。

2.4.3　材料

(a) クッション用砂は，単粒度砕石７号とする。

(b) プール側板，底板は JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）による A5052P，補強材は JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）による A6063S とする。

2.4.4　施工

(a) クッション用砂は，十分に締固めを行う。

(b) アルミニウム合金の見えがかりとなる突出部及び隅角部の押出加工並びに曲げ加工は，曲面加工とする。

(c) 工場製作及び現場組立に従事する溶接技術者は，プールまたはこれに類する構造物の溶接に十分な経験を有し，JIS Z 3811（アルミニウム溶接技術検定における試験方法及び判定基準）等による技量を有する者とする。

(d) 底板敷設前に接地面及び周辺部を入念に清掃し，鉄製品等の異種金属を除去する。

(e) 溶接は，歪みを生じないように順序を考慮して行い，スパッタ及びスラグ等の人体に損傷を与えるおそれのある突起物は除去する。

５節　ステンレス製プール

2.5.1　適用範囲

この節は，ステンレス製のプール本体の工事に適用する。

2.5.2　製作所

(a) 選定したプール製作所は，監督職員の承諾を受ける。

(b) 設計図書に定める以外の仕様は，監督職員の承諾を受けて，プール製作所の仕様とすることができる。

2.5.3　材料

(a) クッション用砂は，特記による。特記がなければ，単粒度砕石７号とする。

(b) プール側板，底板，補強材は特記による。特記がなければ，JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による　SUS304（表面仕上げ No.2D または No.2B）または JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS304（表面仕上げ No.1）とする。

2.5.4　施工

(a) クッション用砂は，十分に締固めを行う。

(b) 鋼板の曲げ加工は，見えがかりとなる突出部および隅角部を，曲面加工とする。

(c) 工場製作及び現場組立に従事する溶接技術者は，プールまたはこれに類する構造物の溶接に十分な経験を有し，JIS Z 3821（ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準）等による技量を有する者とする。

(d) 底板敷設前に設置面及び周辺部を入念に清掃し，鉄製品等の異種金属を除去する。

(e) 溶接は，歪みを生じないように順序を考慮して行い，スパッタ及びスラグ等の人体に損傷を与えるおそれのある突起物は除去する。

６節　ＦＲＰ製プール

2.6.1　適用範囲

この節は，ＦＲＰ製のプール本体の工事に適用する。

2.6.2　製作所

(a) 選定したプール製作所は，監督職員の承諾を受ける。

(b) 設計図書に定める以外の仕様は，監督職員の承諾を受けて，プール製作所の仕様とすることができる。

2.6.3　材料

(a) クッション用砂は，特記による。特記がなければ，川砂とする。

(b) パネル材料は，プール製作所の仕様による。

(c) 継ぎ目部のライニング用材料の材質は特記による。特記がなければ，プール製作所の仕様とする。

(d) 補強材は JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による SS400 とし，JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）による HDZT 77 の亜鉛めっきを施したものとする。
(e) 本体パネル表面について色見本を作成する。

2.6.4 施工

(a) クッション用砂は，十分に締固めを行う。
(b) 継ぎ目部のライニングは，脱泡ローラなどを使用して気泡や凹凸を生じないように施工する。
(c) 継ぎ目部のシーリングは，公共仕様書９章７節による。なお，材料は特記による。特記がなければシリコーンシーリング材とする。

７節　プール用タイル張り

2.7.1 材料

(a) タイルは，公共仕様書 11.2.2(1)による。
(b) プールの出隅部・入り隅部の隅角部については，曲面加工された役物タイルを使用するなどプールの利用者に危害を与えることのない形状とする。

2.7.2 施工

(a) プール用タイル張りの施工は，公共仕様書 11.2.6 により，工法は，特記による。特記がなければ，コンクリート製プールのプール壁タイルは改良圧着張りまたは，モザイクタイル張りとする。鋼製プール及びステンレス製プールのプール壁タイルは，改良圧着張りまたは，接着剤張りとする。
(b) 施工後の確認及び試験は，公共仕様書 11.1.7 による。

８節　プール用塗装

2.8.1 材料

(a) プール内面の塗装材料は，水質（学校環境衛生基準（文部科学省告示）に定める基準）に悪影響を与えない材料とし，品質は，特記による。
　また，防滑性を持たせるために塗料表面に混入する材料は，特記による。特記がなければ，鋭利な角部のない微細硅砂とする。
(b) プール内面の塗装並びにレーンライン及びメーターラインの塗装の色，つや及び表面仕上げの程度について見本を作成する。
(c) 鋼製プール及びアルミ製プールのプール外面のさび止め塗装は，特記による。特記がなければ，JIS K 5551（構造物用さび止めペイント）によるＣ種とし，塗布量は，300g/m2 以上とする。また，ステンレス製は側板溶接部のみとする。

2.8.2 施工

(a) プール内面の塗装の工法は特記による。
(b) プール内面の塗装並びにレーンライン及びメーターラインの塗装の色、つや及び表面仕上げの程度について見本を作成する。

(c) 塗装完了から注水までの養生期間は，塗料材料の製造所の指定によることとし，注水前に塗料が乾燥していることを確認する。

９節　プール用シート防水張り

2.9.1　材料

(a) シート防水の材料は，水質（学校環境衛生基準（文部科学省告示）に定める基準）に悪影響を与えない材料とする。

(b) プールの出隅部・入隅部の隅角部等については，プールの利用者に危害を与えることのない形状とする。

(c) ルーフィングシートは，JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）によることとし，その他の材料は，ルーフィングシートの製造所の指定する製品とする。

2.9.2　施工

(a) シート防水の工法は，特記による。

(b) シート防水の下地は，公共仕様書 9.2.4(1)による。ただし，出隅及び入隅は，ルーフィングシートの製造所の仕様による。

(c) (a)から(b)まで以外は，ルーフィングシートの製造所の仕様による。

10 節　現場試験

2.10.1　溶接部の確認

鋼製プール，アルミニウム製プール及びステンレス製プールは，現場溶接完了後，次により確認を行う。

(a) ビード表面の正否，ピット，オーバーラップ，アンダーカット及びクレータ等の状態。

(b) 表 2.10.1 の区分により全溶接線の溶接部漏洩試験を行い，漏洩がないこと。

表 2.10.1　溶接部漏洩試験の区分

区分	検査方法
底板	JIS Z 2329（非破壊検査－発泡漏れ試験方法－真空法）
底板と側板の接続部	JIS Z 2329（非破壊検査－発泡漏れ試験方法－真空法） 又は JIS Z 2343-1（非破壊試験－浸透探傷試験－第１部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類）
側板	JIS Z 2343-1（非破壊試験－浸透探傷試験－第１部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類）

(c) (a)及び(b)による確認結果を監督職員に報告し，必要に応じて補修を行う。

2.10.2　水張り試験

コンクリート製プール，ＦＲＰ製プール及び設備配管部は，次の方法により水張り試験を

行い，試験結果を監督職員に報告する。

(a) 屋上プール等でプール下部及びプール側部に部屋等の空間がある場合

24 時間以上の水張り試験を行い，水位の変化並びにプール下部及びプール側部からの目視による漏水箇所の有無を確認し，漏水がなければ合格とする。漏水があった場合は直ちに補修して再試験を行う。

(b) (a)以外の場合

24 時間以上の水張り試験を行い，水位の変化を確認し，漏水がなければ合格とする。漏水があった場合は着色インク等を用いて漏水箇所を確認し,直ちに補修して再試験を行う。

(c) 再試験結果は，監督職員に報告する。